









1 共同活動支援交付金の交付額

対象組織への共同活動支援交付金の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、2に規定する地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

2 交付単価

共同活動支援交付金の交付単価は、次の(1)及び(2)に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、地域の実情に応じて、(1)の表の②の欄に掲げる交付単価に0.5を乗じて得た額以上であり、かつ、当該交付単価((2)に該当する農用地に係るもの)にあっては、当該交付単価に0.75を乗じて得た額)を超えない範囲内で、別紙3の第2の1により共同活動支援交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成による共同活動支援交付金の交付単価は、当該設定した交付単価に0.5を乗じて得た額とする。

(1)基本単価

国の助成による共同活動支援交付金の基本単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、当該国の助成による共同活動支援交付金の基本単価に地方公共団体が国の助成と一体的に交付する交付金を加えた交付金の基本単価は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

地目	区分	①国の助成による共同活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	②国の助成と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた共同活動支援交付金の10アール当たりの交付単価
田	都府県	2,200円	4,400円
	北海道	1,700円	3,400円
畑	都府県	1,400円	2,800円
	北海道	600円	1,200円
草地	都府県	200円	400円
	北海道	100円	200円

(2)継続地区の交付単価

交付金旧要綱又は対策旧要綱に基づき、市町村と締結した協定に協定の対象となる資源として位置付けて共同活動を5年間以上実施した農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地については、(1)に掲げる表中の①及び②のそれぞれに0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

第9 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内で、事業実施主体に対し、当該事業実施主体が当該年度において共同活動支援交付金の交付に要する経費(第8の1の規定により算定された額の合計額をいう。)について、助成する。

なお、国の助成と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

(1)国は、事業実施主体からの申請に基づき、要綱別紙1の第8の2の合計額の範囲内で事業実施主体に交付金を交付する。

(2)(1)の規定にかかわらず、事業実施主体が市町村の場合にあっては、国は、都道府県からの申請に基づき、要綱別紙1の第8の2の合計額の範囲内で都道府県に交付金を交付する。

(3)(2)により交付金の交付を受けた都道府県は、市町村からの申請に基づき、要綱別紙1の第8の2の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。

(4)事業実施主体は、共同活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき、要綱別紙1の第8の2の合計額の範囲内で対象組織に共同活動支援交付金を交付する。

## 第10 事業の実績等の報告

### 1 事業実績の報告

- (1) 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事業実施主体が市町村の場合にあつては、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を都道府県知事に報告するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)による報告があつた場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、管内市町村の事業の実績を取りまとめて、地方農政局長等に報告するものとする。

### 2 実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、対象組織の活動の実施状況について、第7の7の(2)に規定する市町村長からの実施状況の確認結果の報告を取りまとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事業実施主体が市町村の場合にあつては、毎年度、第7の7の(2)の実施状況の確認結果について、都道府県知事に報告し、都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、対象組織の活動の実施状況について、管内市町村の実施状況の確認結果を取りまとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第11 共同活動支援交付金の返還

### 1 対象活動の要件の不適合等

- (1) 事業実施主体は、対象組織の共同活動が第5の1に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を協定認定年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対象農用地の減少が伴う場合は、(2)の規定によることができる。
- (2) 共同活動支援交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合、事業実施主体は対象組織に対して交付した交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出された交付金に相当する金額の返還を求めるものとする。

### 2 対象農用地面積の減少

対象農用地が転用等により減少した場合、事業実施主体は対象組織に対して交付した交付金のうち当該対象農用地部分に相当する交付金を協定認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

- 3 事業実施主体は、対象組織が共同活動支援交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、協定及び活動計画書に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

## 14 事業実績の報告

### (1) 事業実績の報告

- ア 要綱別紙1の第10の1の(1)の報告は、様式第1-2号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
- イ 要綱別紙1の第10の1の(2)の報告は、様式第1-2号により作成し、当該事業を実施した翌年度の4月末日までに、都道府県知事に提出するものとする。
- ウ 要綱別紙1の第10の1の(3)の報告は、様式第1-2号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

### (2) 実施状況の報告

要綱別紙1の第10の2の(1)及び(2)の事業実施主体及び都道府県知事による報告は、様式第1-11号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

## 15 証拠書類の保管

- (1) 事業実施主体は、次に掲げる交付金の交付申請の基礎となった書類及び交付に関する証拠書類を共同活動支援交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

- ア 予算書及び決算書  
イ 共同活動支援交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類  
ウ その他共同活動支援交付金に関する書類

- (2) 共同活動支援交付金の交付を受けた対象組織は、次に掲げる交付の基礎となった証拠書類及び経理書類を交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

- ア 共同活動支援交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類  
イ 金銭出納簿  
ウ 領収書等支払を証明する書類  
エ その他共同活動支援交付金に関する書類

## 16 共同活動支援交付金の返還

### (1) 返還の免責事由

要綱別紙1の第11の1及び2において、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、共同活動支援交付金の返還を免除することとする。

### (2) 返還の手続

- ア 事業実施主体は、対象組織が共同活動支援交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、事業実施主体が交付した共同活動支援交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙1の第11の2の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。
- イ 事業実施主体はアにより対象組織から共同活動支援交付金の返還があつた場合は、当該返還額を国に返還するものとする。なお、事業実施主体が市町村の場合にあつては、当該返還額を市町村から都道府県に返還し、都道府県から国に返還するものとする。

農地・水保全管理支払交付金実施要綱・要領左右対照表

実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙2)</p> <p>向上活動支援交付金に係る事業の実施方法</p> <p><b>第1 趣旨</b>                      地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動を行う農地・水・環境保全組織及び活動組織を対象として、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新や水質・土壌等の高度な保全活動等を行う取組(以下「向上活動」という。)への支援を行うため、向上活動支援交付金を交付する。</p> <p><b>第2 事業実施主体</b>                      向上活動支援交付金の交付の対象となる組織(以下「対象組織」という。)は、次に掲げるものとする。                      1 別紙1の第5に定める対象活動を実施する活動組織                      2 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)に定める集落協定(以下「集落協定」という。)を締結し、農用地、水路、農道等の保全管理活動を行う集落の構成員から構成される活動組織                      3 交付金旧要綱又は対策旧要綱に基づき、共同活動を実施し、以後は本交付金に係る事業の実施期間中に共同活動支援交付金の交付を受けずに水路・農道等施設の保全管理活動を行う活動組織                      4 別紙1の第5に定める対象活動を実施する農地・水・環境保全組織</p> <p><b>第3 対象農用地</b>                      向上活動支援交付金の算定の対象は、対象組織が水路・農道等施設の保全管理を行う区域に存し、施設の長寿命化や水質・土壌等の保全のための活動の効果が発揮される一団の農用地(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第2項第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するものをいう。以下「対象農用地」という。)とする。</p> <p><b>第4 対象向上活動</b>                      向上活動支援交付金の対象となる向上活動は、以下に掲げる取組とする。                      1 施設の長寿命化のための活動                      水路・農道等施設の補修・更新等を行うことにより長寿命化を図るものであって、第5の2に定める活動計画に基づくものであり、かつ、次に掲げる要件を満たすものをいう。                      (1)対象組織の施設の長寿命化のための活動の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定める対象施設・対象活動に関する国の指針に従い都道府県知事が策定する対象施設・対象活動に関する指針に基づくものであること。                      (2)対象組織が管理する水路に加え、本交付金を活用して補修・更新等を行おうとする農</p>	<p><b>第2 向上活動支援交付金</b></p> <p>1 対象農用地                      (1)対象農用地の区分                      要綱別紙2の第3の対象農用地の区分は、要領第1の1に定めるとおりとする。                      (2)対象農用地の面積の測定                      要綱別紙2の第3の対象農用地の面積の測定は、別記1-1に定めるとおりとする。                      (3)一団の農用地                      要綱別紙2の第3に定める一団の農用地は、原則として、一集落の区域以上とする。</p> <p>2 対象活動                      (1)要綱別紙2の第4の1の(1)の農村振興局長が別に定める施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する国の指針は別記2-1のとおりとする。                      (2)要綱別紙2の第4の2の農村振興局長が別に定める高度な農地・水の保全活動に関する国の指針は別記2-2のとおりとする。また、要綱別紙2の第4の2の都道府県が策定する高度な農地・水の保全活動に関する指針については、都道府県知事が特に必要と認める取組(以下「特認取組」という。)を、別記2-3に基づき地方農政局長の承認を受け追加することができる。                      (3)要綱別紙2の第4の3の農村振興局長が別に定める地域資源保全プランの策定につ</p>	

道、ため池等を活動計画に位置付け、施設の長寿命化のための活動を実施すること。

## 2 高度な農地・水の保全活動

水質・土壌・生物多様性等の保全を図るものであって、第5の2に定める活動計画に基づくものであり、かつ、農村振興局長が別に定める高度な農地・水の保全活動に関する国の指針に従い都道府県知事が策定する高度な農地・水の保全活動に関する指針に基づくものをいう。

## 3 地域資源保全プランの策定

農地・水・環境保全組織が管理する水路・農道等施設のリスク管理及び施設のより安定的な機能維持のため、施設の機能保全のサポート体制の整備等を図るための計画策定であって、農村振興局長が別に定めるところにより行うものをいう。

## 4 活動組織の広域化・体制強化

別紙5に定める農地・水・環境保全組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化(以下「活動組織の広域化・体制強化」という。)を行うものであり、かつ、広域化・体制強化された組織がその後協定終了までの期間、別紙1の第5に定める対象活動を行うものをいう。

# 第5 事業の実施

## 1 協定

- (1) 農地・水・環境保全組織は、第4の1から3までの対象活動を実施しようとする場合には、地域共同で農地・農業用水等の資源の保全管理活動に取り組む集落又は活動組織及びその他関係者との間で、別紙5の第5に定める農地・水・環境保全管理協定を締結し、対象農用地が存する市町村長の認定を受けるものとする。
- (2) 活動組織は、向上活動が円滑に実施できるよう、第4の1から3までの対象活動を実施しようとする場合には、当該活動組織の代表者と対象農用地が存する市町村長との間で、別紙6の第4に定める協定を締結するものとする。

## 2 活動計画

対象組織は、1に定める協定(以下「協定」という。)について、市町村長への認定申請又は市町村長と締結しようとする場合は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、これを協定書に添付するものとする。

- (1) 目的
- (2) 共同活動を実施する区域
- (3) 向上活動支援交付金の対象区域
- (4) 向上活動支援交付金により補修・更新等を行う施設
- (5) 活動期間
- (6) 実施計画
- (7) 交付金額
- (8) 対象組織の構成員及び関係団体の役割等

いては、別記2-4により行うものとする。

- (4) 要綱別紙2の第4の4の対象活動組織の特定非営利活動法人化は、活動組織が本交付金に係る事業の実施期間中に、本交付金による取組を実施するため、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定された特定非営利活動法人を設立することとする。

## 3 協定

- (1) 要綱別紙2の第2の3の活動組織については、地域共同で水路・農道等施設の保全管理を行うことを要綱別紙6第5に定める協定に明記するものとする。
- (2) 集落協定を締結し、農用地、水路、農道等の保全管理活動を行う集落の構成員から構成される活動組織が、交付金旧要綱に基づき平成23年度までの間に市町村と締結した協定については、当該組織が平成24年度以降も引き続き活動組織として取り組む場合には、要綱別紙2の第5の1の(2)の協定が締結されているものとみなすことができる。

## 4 活動計画

要綱別紙2の第5の2の活動計画書は、様式第2-1号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

- (1) 要綱別紙2の第5の2の(2)の共同活動を実施する区域には、共同活動支援交付金等により保全管理を行う農用地面積を記載する。
- (2) 要綱別紙2の第5の2の(3)の向上活動支援交付金の対象区域には、対象農用地の所在地、面積等を記載する。
- (3) 要綱別紙2の第5の2の(4)の向上活動支援交付金により補修・更新等を行う施設には、施設の長寿命化のための活動を実施する場合に、向上活動支援交付金により、補修・更新等を行う施設の延長等を記載する。
- (4) 要綱別紙2の第5の2の(5)の活動期間は、施設の長寿命化のための活動については、原則として5年間とする。
- (5) 要綱別紙2の第5の2の(6)の実施計画は、活動期間において、対象活動組織が実施する具体的な向上活動の内容を記載する。
- (6) 要綱別紙2の第5の2の(7)の交付金額は要綱別紙2第6の2に掲げる対象活動ごとの年当たり交付金額及び活動期間の総額並びに活動期間のすべての対象活動の合

### 3 採択申請

(1) 対象組織の代表者は、向上活動支援交付金に係る事業を実施しようとするときは、活動計画書に、次に掲げる書類を添え、別紙3の第2の1に基づき、都道府県知事が策定する基本方針において、地域の推進体制の中で、申請事務を担うこととして定めた者(以下「都道府県が定めた者」という。)を経由して、地方農政局長等に提出するものとする。

ア 協定及び対象組織の運営に関する規約等

イ 第4の4に定める活動組織の広域化・体制強化のための支援を受けようとするときは、農地・水・環境保全協定の認定通知書又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第13条第2項の登記事項証明書の写し

(2) (1)の規定にかかわらず、第4に掲げる向上活動のうち、第4の4に掲げる向上活動のみを実施しようとする場合にあつては、農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第4の2に定める交付申請書に(1)のイを添え、都道府県が定めた者を経由して、地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1)により提出のあつた書類を審査の上、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業の採択を決定し、速やかにその旨を都道府県が定めた者を経由して、対象組織の代表者に通知するものとする。

### 4 採択内容の変更

対象組織は、3により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、3の手続に準じて、都道府県が定めた者を経由して、地方農政局長等の承認を受けるものとし、その他の事項の変更については、都道府県が定めた者を経由して、地方農政局長等へ届出を行うものとする。

(1) 第4の1から4までの対象活動の追加又は廃止

(2) 向上活動支援交付金の対象区域の変更

(3) 高度な農地・水の保全活動の交付単価の変更を要する対象活動の変更

(4) 活動期間の変更

(5) 事業実施主体の変更

(6) 事業の中止又は廃止

### 5 向上活動の実施

対象組織は、向上活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

(1) 対象組織は、向上活動を実施しようとするときは、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。

(2) 対象組織は、施設の長寿命化のための活動を実施する場合、活動の対象とする施設の

計の交付金額を記載する。

(7) 要綱別紙2の第5の2の(8)の対象組織の構成員及び関係団体の役割等は、これらの者が向上活動を実施する上での具体的な役割等を記載する。

### 5 採択申請

(1) 要綱別紙2の第5の3の(1)の活動計画書の提出は、都道府県知事が策定する基本方針において、地域の推進体制の中で、申請事務を担うこととして定めた者(以下「都道府県が定めた者」という。)が別に定める日までに都道府県が定めた者に提出するものとする。

(2) 都道府県が定めた者は、様式第2-2号に対象組織から提出された活動計画書を添え、対象組織が採択を受けようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、当該地方公共団体の長が、都道府県が定めた者を経由して地方農政局長等に対して、同日までに様式第1-4号により届出を行ったときにあつては、10月31日)までに地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 要綱別紙2の第5の3の(3)の採択の通知は様式第2-3号によるものとする。

### 6 採択内容の変更

(1) 要綱別紙2の第5の4の採択内容の変更承認申請は、活動計画書に、変更があつた協定又は規約等を添え、都道府県が定めた者に提出するものとする。

(2) 都道府県が定めた者は、様式第2-2号に対象組織から提出された活動計画書を添え、速やかに地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 要綱別紙2の第5の4の採択内容の変更の届出は、変更があつた年度の農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第10の(2)に定める実績報告書又は翌年度の交付要綱第4の(2)に定める交付申請書に、変更があつた活動計画書、協定又は規約等を添え、いずれか早い期日に提出するものとする。

(4) 向上活動支援交付金の採択を受けた活動組織が、協定期間内に要綱別紙2の第4の4に定める活動組織の広域化・体制強化を行い、その支援を受けようとするときは、採択内容の変更承認申請に際して、活動計画書に農地・水・環境保全協定の認定通知書又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第13条の登記事項証明書の写しを添え、都道府県が定めた者を経由して、地方農政局長等に提出するものとする。

### 7 活動の実施

(1) 事業の着手

ア 向上活動支援交付金に係る事業の着手は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあつては、対象組

種類、規模や補修又は更新等の内容に応じて、施設の管理者等が求める基準等に沿って、設計、施工管理等を行うこと。

(3) 対象組織は、高度な農地・水の保全活動を実施する場合、活動の内容に応じて、専門的技術を有する者の助言を得て活動を実施すること。

(4) 対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。

織は、あらかじめ、都道府県が定めた者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着し届けを様式第2-4号により、都道府県が定めた者を經由して地方農政局長等に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に着手する場合には、対象組織は、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、対象組織は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

#### (2) 施設の長寿命化のための活動の実施方法

対象組織は、施設の長寿命化のための活動を実施する場合、自ら施工する自主施工又は外注によって、対象活動を実施するものとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 自主施工においては、対象組織は、計画に基づき、工事の品質及び出来形について確認し、適正な活動の実施を図るとともに、活動期間中の事故防止等について細心の注意を払うものとする。なお、施工管理・安全管理等について、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等の活用を図るものとする。

イ 外注により行う場合においては、対象組織は、見積の徴収等により施工業者を選定し、契約に係る書類を整備・保管するとともに、適正な施工が行われるよう施工業者に施工管理、工事の記録等を行わせるものとする。また、工事が完了したときは、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等を活用し、現地確認等の検査を行うものとする。なお、向上活動の対象とする施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従って、検査を行うものとする。

#### (3) 活動の記録

対象組織は、向上活動支援交付金に係る活動について、様式第2-5号の活動記録に、活動の日時、内容、参加人数等を記録する。なお、活動記録を取りまとめるために、日々の活動の内容、活動の参加者等について、様式第2-6号の作業日報を参考として、作成することができる。

#### (4) 向上活動支援交付金の会計経理

##### ア 証拠書類の保管

対象組織は、要綱別紙2の第4の1から4までの活動に係るそれぞれの収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、次に掲げる証拠書類、証拠物等を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

- a 予算及び決算に関する書類
- b 向上活動支援交付金の申請から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- c 金銭出納簿
- d 領収書等支払を証明する書類
- e 財産管理台帳
- f その他向上活動支援交付金に関する書類

##### イ 会計経理の適正化

向上活動支援交付金の交付を受けた対象組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

- a 向上活動支援交付金の経理は、他の事業と区分して経理を行うこと。また、要綱別紙2の第4の1から4までの活動についても区分して経理を行うこと。
- b 向上活動支援交付金の使用は、協定又は活動計画書に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。
- c 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。なお、金銭出納簿は様式2-7号により作成する。

第6 助成措置

1 国の助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、対象組織に対し、向上活動を実施するために必要な経費について、向上活動支援交付金を交付する。

2 交付金の額

第4の1から4までに掲げる対象向上活動に対する向上活動支援交付金の額は、次の(1)から(4)までに規定するとおりとする。

なお、国の向上活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

(1)施設の長寿命化のための活動

ア 対象組織への施設の長寿命化のための活動に対する国の交付金の上限額は、協定に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの①の交付単価の欄に定める単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する支援に関し、国の交付金に地方公共団体が国による支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の上限額は、同表中の②の交付単価の欄に定める単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

ウ 対象組織の施設の長寿命化のための活動を実施するために必要な金額が、イに規定する交付金の上限額未満の場合、当該対象組織に対し交付した国の交付金と地方公共団体が交付する交付金を加えた交付額に係る国の交付額は、当該交付額に0.5を乗じて得た額とする。

地目	区分	①施設の長寿命化のための活動に対する国の10アール当たりの交付単価	②施設の長寿命化のための活動に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	都府県	2,200円	4,400円
	北海道	1,700円	3,400円
畑	都府県	1,000円	2,000円
	北海道	300円	600円

(5) 事務の委託

対象組織は、向上活動支援交付金に係る事務の一部を当該対象組織以外の者に委託することができる。

8 助成措置

(1) 支援対象経費

ア 要綱別紙2の第6の1の向上活動支援交付金のうち2の(1)の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

区分	経費
工事費	向上活動支援交付金の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の長寿命化のための補修・更新等の工事等に必要経費
調査・設計費	対象施設の長寿命化のための補修・更新等を行うために必要な調査、設計、測量、試験等に要する経費
事務費	対象施設の長寿命化のための活動に必要な事務経費（日当、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料等）

イ 要綱別紙2の第6の1の向上活動支援交付金のうち2の(2)の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

区分	経費
工事費	高度な農地・水の保全活動の対象となる施設の設置、作業、工事等に必要経費
調査・設計費	高度な農地・水の保全活動を行うために必要な調査、設計、測量、試験等に要する経費
事務費	高度な農地・水の保全活動を行うために必要な事務経費（日当、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料等）

ウ 要綱別紙2の第6の1の向上活動支援交付金のうち2の(3)の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

草 地	都府県	200円	400円
	北海道	200円	400円

区分	経費
調査・設計費	地域資源保全プランの策定を行うために必要な調査、設計、測量及び試験等に要する経費
事務費	地域資源保全プランの策定を行うために必要な事務経費（日当、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料 等）

エ 要綱別紙2の第6の1の向上活動支援交付金のうち2の(4)の交付対象となる経費は、広域化・体制強化された組織の運営に係る事務費とする。

(2) 高度な農地・水の保全活動

ア 対象組織への高度な農地・水の保全活動に対する国の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、高度な農地・水の保全活動を農村振興局長が別に定めるところにより点数化し、そのポイントに応じた地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する支援に関する高度な農地・水の保全活動に対する国の交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、国の交付金に地方公共団体が国による支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

(2) 要綱別紙2の第6の2の(2)のアの高度な農地・水の保全活動の農村振興局長が別に定める点数化及びそのポイントに応じた交付単価は、次のアからウまでに定めるとおりとする。

ア 取組に係る合計ポイントの算出

別記2-2において活動項目毎に設定されたポイントと数量を、実施する対象活動毎に乗じて合計したものを取組の合計ポイントとする。

イ 10アール当たりのポイント(面積ポイント)の算出

アで求めた取組の合計ポイントを、次式で10アール当たりのポイント(以下「面積ポイント」という。)に換算する。

$$(\text{面積ポイント}) = (\text{取組の合計ポイント}) \div (\text{対象農用地面積(ha)}) \times 1,000$$

ウ 10アール当たりの交付単価の算出

イで求めた面積ポイントに応じて、交付単価を次表に掲げるとおりとする。

地 目	区 分	①高度な農地・水の保全活動に対する国の10アール当たりの交付単価	②高度な農地・水の保全活動に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	都府県	250/500/1,000円	500/1,000/2,000円
	北海道	250/500/750円	500/1,000/1,500円
畑	都府県	250/500/750円	500/1,000/1,500円
	北海道	250/500円	500/1,000円

面積ポイント 地目・区分		750面積ポイント以上1,500面積ポイント未満	1,500面積ポイント以上2,250面積ポイント未満	2,250面積ポイント以上3,000面積ポイント未満	3,000面積ポイント以上
		田	都府県	500円/10a	1,000円/10a
	北海道	500円/10a	1,000円/10a	1,500円/10a	1,500円/10a
畑	都府県	500円/10a	1,000円/10a	1,500円/10a	1,500円/10a
	北海道	500円/10a	1,000円/10a	1,000円/10a	1,000円/10a

イ 一対象組織当たりの国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付額の上限は200万円とする。

ウ 高度な農地・水の保全活動を点数化した結果、そのポイントが農村振興局長が別に定める場合にあっては、対象組織に対する国の交付額及び国の交付金に地方公共団体が国による支援と一体的に交付する交付金を加えた交付額は、別に定めるところによる。

(3) 要綱別紙2の第6のウの農村振興局長が別に定める場合とは、面積ポイントが750面積ポイントに達しない場合であって、かつ、(2)のアで求めた取組の合計ポイントが、次のアからウに掲げる場合であり、その合計ポイントに応じた交付額は、次表に掲げるとおりとする。

ア 150ポイント以上225ポイント未満の場合(交付額は表中の区分(i))

イ 225ポイント以上300ポイント未満の場合(交付額は表中の区分(ii))

ウ 300ポイント以上の場合(交付額は表中の区分(iii))

(3) 地域資源保全プランの策定

国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する支援に関する農地・水・環境保全組織への地域資源保全プランの策定に対する国の交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、国の交付額に地方公共団体が国による支援と一体的に交付する交付金を加えた交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

区 分	①地域資源保全プランの策定に対する国の1組織当たりの交付額	②地域資源保全プランの策定に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の1組織当たりの交付額
地域資源保全プランの策定	25万円	50万円

(4) 活動組織の広域化・体制強化

国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する支援に関する対象組織への活動組織の広域化・体制強化に対する国の交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、国の交付額に地方公共団体が国による支援と一体的に交付する交付金を加えた交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

区 分	①活動組織の広域化・体制強化に対する国の設立される1組織当たりの交付額	②活動組織の広域化・体制強化に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の設立される1組織当たりの交付額
活動組織の広域化・体制強化	20万円	40万円

区 分	①高度な農地・水の保全活動に対する国の1組織当たりの交付額	②高度な農地・水の保全活動に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の1組織当たりの交付額
(i)	50万円	100万円
(ii)	75万円	150万円
(iii)	100万円	200万円

## 第7 事業実施状況の報告等

### 1 実施状況の報告

対象組織は、毎年度、向上活動支援交付金に係る事業の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、市町村長の確認を経て、都道府県が定めた者を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。

### 2 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、対象組織との協定に定められている事項の実施状況等について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。
- (2) 市町村長は、実施状況の確認結果について、都道府県が定めた者を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。

### 3 向上活動支援交付金の返還

#### (1) 対象活動の要件の不適合等

ア 地方農政局長等は、対象組織の活動が、第4の1から4までの対象活動の要件に適合していないことを確認した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。

イ 地方農政局長等は、対象組織が第2の1から4までの要件を満たさないことを確認した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。

ウ 地方農政局長等は、ア又はイにより交付決定の取り消しを行う場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

#### (2) 対象農用地面積の減少

ア 対象組織は、第3に規定する対象農用地が転用等により減少した場合には、第5の4により、都道府県が定めた者を経由して地方農政局長等に採択内容の変更の届出を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、アによる届出があった際は、当該年度の交付の決定のうち当該対象農用地部分に相当する部分を取り消すことができることとする。地方農政局長等は交付決定の取り消しを行う場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(3) 地方公共団体等地域の推進体制を構成する関係団体は、対象組織が交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、対象活動の要件に適合した活動等が実施されるよう指導するものとする。

### 9 実施状況の報告

要綱別紙2の第7の1の実施状況の報告は、市町村長が定めた期日までに交付要綱第10の(2)に定める様式に、様式第2-5号及び様式第2-7号により作成した活動記録及び金銭出納簿又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。

### 10 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、要綱別紙2の第5の1の協定に定められた事項の実施状況の確認について、9に基づき報告された書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行うものとする。
- (2) 市町村長は、要綱別紙2の第5の1の協定に定められた事項の実施状況の確認を終えたときは、速やかにその確認結果について、様式第2-8号に対象組織から提出された交付要綱第10の(2)に定める実績報告書を添えて、都道府県が定めた者を経由して、地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 実施状況の確認の方法等については、別記3-1のとおりとする。

### 11 向上活動支援交付金の返還

要綱別紙2の第7の3の(1)及び(2)において、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、向上活動支援交付金の返還を免除することとする。

農地・水保全管理支払交付金実施要綱・要領左右対照表

実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙3)</p> <p>農地・水保全管理支払推進交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第1 事業内容</p> <p>農地・水保全管理支払推進交付金(以下「推進交付金」という。)の対象とする事業内容は、以下のとおりとする。</p> <p>1 地域協議会推進事業</p> <p>4の(5)から(7)までに掲げる事業内容のうち、都道府県知事が策定した基本方針の中で地域協議会推進事業として実施することとして定めた事業であって、地域協議会が行うものをいう。</p> <p>2 都道府県推進事業</p> <p>4に掲げる事業内容のうち(1)及び(2)に掲げる事業並びに(5)から(7)までに掲げる事業内容のうち都道府県知事が策定した基本方針の中で都道府県推進事業として実施することとして定めた事業であって、都道府県が行うものをいう。</p> <p>3 市町村推進事業</p> <p>4に掲げる事業内容のうち(3)及び(4)に掲げる事業並びに(5)のア、イ及びエ、(6)、(7)に掲げる事業内容のうち都道府県知事が策定した基本方針の中で市町村推進事業として実施することとして定めた事業であって、市町村が行うものをいう。</p> <p>4 事業の内容</p> <p>(1)第三者機関の設置、運営</p> <p>ア 本交付金の毎年度の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。</p> <p>イ 第三者機関が本交付金の実行状況の点検を行うとともに、本交付金の実施期間において、第三者委員会が対象組織の取組を評価し、必要に応じて、対象組織に対し、指導・助言を行うよう、運営する。</p> <p>(2)農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針の策定</p> <p>第2の1に定める事項を内容とする本交付金の実施に関する基本方針を作成する。</p> <p>(3)協定締結</p> <p>活動組織との協定の締結及び農地・水・環境保全組織の協定の認定をするに当たり、対象組織に対し指導を行うとともに、協定の審査を行う。</p> <p>(4)確認事務</p>		

毎年度、本交付金の交付対象となる対象組織の共同活動及び向上活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認する。

(5) 推進・指導

ア 活動組織等への説明会

毎年度、対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

イ 活動に関する指導、助言

対象組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。

ウ 推進に関する手引きの作成

本交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、本交付金による取組の意義等について普及啓発に努める。

エ 活動組織を支援する組織への支援

活動組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、農村振興局長が別に定めるところにより支援を行う。

(6) 交付・申請事務

ア 共同活動支援交付金の交付事務

対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、共同活動支援交付金の交付を行う。

イ 向上活動支援交付金の申請事務

対象組織から提出された申請書等の内容の確認を行い、適当と認められるものについて取りまとめの上、地方農政局長等に報告等を行う。

(7) その他推進事業の実施に必要な事項

**第2 事業の実施**

1 農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針の策定

(1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、管内の市町村長等と協議の上、本交付金による取組の円滑な実施を図るために、次に掲げる事項を内容とする基本方針を策定するものとする。

ア 本交付金による取組の推進に関する基本的考え方

イ 共同活動支援交付金に関する事項

a 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

b 交付単価、交付方法等

ウ 向上活動支援交付金に関する事項

a 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動の指針の策定

b 高度な農地・水の保全活動の指針の策定

エ 地域の推進体制

(2) 基本方針は、原則として平成28年度までの期間につき定めるものとする。

(3) 都道府県知事は、基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、当該基本方針のうち

(1)のイ、ウ及びエ(推進交付金に関する事項に限る。)に関する事項について、地方農政局

**第3 農地・水保全管理支払推進交付金**

1 事業内容

(1) 確認事務

要綱別紙3の第1の4の(4)の実施状況の確認の方法等については、別記3-1により行うものとする。

(2) 活動組織を支援する組織への支援

要綱別紙3の第1の4の(5)のエの活動組織を支援する組織(以下「事務支援組織」という。)の特定非営利法人化に対する支援は、別記3-2により行うものとする。

2 事業の実施

(1) 農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針の策定

ア 要綱別紙3の第2の1の農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針(以下「基本方針」という。)は、様式第3-1号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

a 要綱別紙3の第2の1の(1)のアの本交付金による取組の推進に関する基本的考え方には、都道府県の現況、本交付金を交付する意義及び推進に関する基本的考え方について記載する。

b 要綱別紙3の第2の1の(1)のイのaの地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定には、別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記1-3の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件の基本的考え方及びその内容について記載する。

c 要綱別紙3の第2の1の(1)のイのbの交付単価、交付方法等については、共同活動支援交付金の交付単価、交付方法等に関する基本的考え方及びその内容について記載する。

d 要綱別紙3の第2の1の(1)のウのaの施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動

長等の同意を得るものとする。

## 2 推進事業実施計画の策定

### (1) 地域協議会推進事業

地域協議会長は、第2の1により都道府県知事が策定する基本方針に基づき、地域協議会推進事業を実施しようとする場合において、地域協議会推進事業計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。なお、第3の3に基づき、国が地域協議会に対し推進交付金を交付する場合は、地方農政局長等に提出するものとする。

### (2) 都道府県推進事業

都道府県知事は、第2の1により策定する基本方針に基づき、都道府県推進事業を実施しようとする場合において、都道府県推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

### (3) 市町村推進事業

市町村長は、第2の1により都道府県知事が策定する基本方針に基づき、市町村推進事業を実施しようとする場合において、市町村推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

## 第3 推進交付金の交付

1 国は、予算の範囲内において、第1に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県に対し推進交付金を交付する。

の指針の策定には、別記2-1の国の指針を基礎として、都道府県が策定する施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針の基本的考え方及びその内容について記載する。

e 要綱別紙3の第2の1の(1)のウのbの高度な農地・水の保全活動の指針の策定には、別記2-2の国の指針を基礎として、都道府県が策定する高度な農地・水の保全活動に関する指針の基本的考え方及びその内容について記載する。

f 要綱別紙3の第2の1の(1)のエの地域の推進体制には、共同活動支援交付金及び向上活動支援交付金の実施体制に関する基本的考え方、地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担、市町村等への農地・水保管理支払推進交付金(以下「推進交付金」という。)の交付方法等を記載する。

イ 都道府県知事は、要綱別紙3の第2の(3)の同意を得ようとするときは、様式第3-2号の申請書に基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 地方農政局長等は、イにより基本方針の提出があった場合は、その内容を確認し、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合は、速やかに、同意の旨を都道府県知事に通知する。

エ 都道府県知事は、基本方針を変更しようとするときは、イ及びウの手續に準じて、地方農政局長等の同意を得るものとする。

## (2) 推進事業実施計画の策定

### ア 地域協議会推進事業

要綱別紙3の第2の2の(1)の地域協議会推進事業実施計画の様式は、様式第3-3号のとおりとする。

### イ 都道府県推進事業

要綱別紙3の第2の2の(2)の都道府県推進事業実施計画の様式は、様式第3-4号とする。

### ウ 市町村推進事業

要綱別紙3の第2の2の(3)の市町村推進事業実施計画の様式は、様式第3-5号とする。

## (3) 事業の着手

ア 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、地域協議会長及び都道府県知事は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届けを様式第3-6号により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に着手する場合においては、都道府県及び地域協議会は、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、都道府県及び地域協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

## 3 助成措置

推進交付金の交付対象となる経費は、次の(1)から(5)までとする。

<p>2 推進交付金の交付を受けた都道府県は交付を受けた額のうち第1の1及び3の事業の実施に必要な経費を遅滞なく、それぞれ地域協議会及び市町村に交付するものとする。</p> <p>3 なお、1及び2の規定にかかわらず、第2の1により都道府県が策定した基本方針に基づき、国は、第1の1に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、地域協議会に対し推進交付金を交付できる。</p>	<p>(1) 旅費 (2) 諸謝金 (3) 委託費 (4) 事務費(通信運搬費、使用料、賃借料、賃金等) (5) 交付金(事務支援組織の特定非営利法人化に対する経費の定額助成(1法人当たり定額40万円))</p>	
<p><b>第4 事業実績の報告</b></p> <p>1 地域協議会長は、毎年度、第1の1に掲げる事業の実績を農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事に報告するものとする。なお、第3の3に基づき、国が地域協議会に対し推進交付金を交付した場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、毎年度、第1の2に掲げる事業の実績を農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。</p> <p>3 市町村長は、毎年度、第1の3に掲げる事業の実績を農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事に報告するものとする。</p>	<p>4 実施状況等の報告</p> <p>(1) 要綱別紙3の第4の1の事業実績の報告は、様式第3-3号により作成し、当該事業を実施した翌年度の4月末までに、都道府県知事に提出するものとする。なお、要綱別紙3の第3の3に基づき、国が地域協議会に対し推進交付金を交付した場合の事業実績の報告は、様式第3-3号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>(2) 要綱別紙3の第4の2の事業実績の報告は、様式第3-4号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>(3) 要綱別紙3の第4の3の事業実績の報告は、様式第3-5号により作成し、当該事業を実施した翌年度の4月末日までに、都道府県知事に提出するものとする。</p>	

農地・水保全管理支払交付金実施要綱・要領左右対照表

実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙4)</p> <p style="text-align: center;"><b>地域協議会</b></p> <p><b>第1 範囲</b> 地域協議会は、原則一以上の市町村の全域をその区域として設置するものとする。</p> <p><b>第2 構成員</b> 1 都道府県、関係市町村、農業者団体、非営利団体等、地域の実情に応じてその会員を選定する。 2 原則として、会員に、都道府県、共同活動又は向上活動に取り組む組織が存する市町村及び都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県農業協同組合中央会等の関係団体を含むものとする。</p> <p><b>第3 規約等の要件</b> 地域協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 代表者が定められていること。 (2) 本交付金に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約（以下「地域協議会規約」という。）その他の規程が定められていること。 (3) 地域協議会規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。 (4) 第2の2に掲げる組織のうち、1以上が地域協議会の事務局の一部を構成していること、又は第2の2に掲げる組織の役員、管理職その他本交付金に係る事業の職責を有する者のうち1人以上が当該地域協議会における事務及び会計の処理に責任を有する地位にあること。 (5) 地域協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本交付金の趣旨に沿っていること。</p> <p><b>第4 設置手続</b> 1 地域協議会を設置しようとする者は、次に掲げる地域協議会の運営等に係る規約（以下「地域協議会規約」という。）その他の規程を定めるとともに、地域協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。 (1) 地域協議会規約 (2) 事務処理規程</p>	<p><b>第4 地域協議会</b></p> <p>1 設置手続</p> <p>(1) 要綱別紙4の第4の1の(1)から(6)の地域協議会規約その他の規程は、別記4-1から別記4-6までに示した規程例等を参考に作成する。 (2) 要綱別紙4の第4の2の地域協議会の承認申請書の様式は、様式第4-1号とする。</p>	

- (3) 会計処理規程
- (4) 文書取扱規程
- (5) 公印取扱規程
- (6) 内部監査実施規程

2 1の議決により、地域協議会の長となった者（以下「地域協議会長」という。）は、共同活動支援交付金又は推進交付金に係る事業を実施しようとするときは、当該地域協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等に会員名簿、地域協議会規約その他の規程及び事業計画書を添えて、第2の2及び第3の要件を満たすことについて承認を申請しなければならない。

3 地方農政局長等は、2の申請の内容を審査し、第2の2及び第3の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、その旨を地域協議会長に通知しなければならない。

#### 第5 規約変更手続等

1 地域協議会長は、第4の1の地域協議会規約その他の規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に届け出なければならない。

2 地方農政局長等は、地域協議会が第2の2及び第3の要件を欠いたと認められる場合又は共同活動支援交付金及び推進交付金の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかったと認められる場合は、第4の3の承認を取り消すことができるものとする。また、第4の2の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により地域協議会長に通知しなければならない。

#### 第6 関係書類の閲覧

地方農政局長等は、必要に応じて、共同活動支援交付金及び推進交付金に係る地域協議会の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。また、地域協議会は、必要に応じて、共同活動支援交付金の交付の対象となる組織に対して行った助成に係る経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

#### 第7 経理事務指導

地方農政局長等は、必要に応じて、地域協議会に対し、共同活動支援交付金及び推進交付金に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。また、地域協議会は、必要に応じて、共同活動支援交付金の対象となる組織に対し、助成に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

#### 第8 証拠書類の保管

地域協議会長又はその地位を承継した者は、共同活動支援交付金及び推進交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、本交付金に係る国からの各交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### 第9 個人情報の適切な管理

1 地域協議会は、本交付金に係る事業の実施に際して得た個人情報について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱う必要がある。

(1) 本人の同意を得ている用途及び本交付金に係る事業の実施に必要な用途以外に

#### 2 規約変更手続等

要綱別紙4の第5の1の地域協議会の変更届出書の様式は、様式第4-2号とする。

利用しないこと

- (2) 本交付金に係る事業の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと
  - (3) 施錠管理できる場所での保管等により、個人情報の漏えい防止に努めること
  - (4) 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに地方農政局長等へ報告すること
  - (5) 必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により破棄すること（交付要綱第15に定めるものは除く。）
- 2 地方農政局長等は、地域協議会に対し、本交付金に係る事業の実施に際して得た個人情報の管理状況について、随時報告を求めることができる。また、地方農政局長等は、報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、地域協議会は地方農政局長等の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

#### 第10 事務の委託

地域協議会は、共同活動支援交付金及び推進交付金に係る事務の一部を地域協議会規約その他の規程に定めるところにより、当該地域協議会以外の者に委託することができる。

#### 第11 地域協議会の業務運営の透明性の確保

地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、事業計画その他共同活動支援交付金及び推進交付金を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開に努めることが必要である。また、この措置を実施するに当たり、都道府県及び市町村以外の地域協議会の会員は、地域協議会に協力することが必要である。

#### 第12 報告

地域協議会長は、毎年度、前年度の地域協議会の業務内容を記載した年度事業報告書及び当該年度の地域協議会の業務内容を記載した年度事業計画書を5月31日までに地方農政局長等に提出するものとする。

農地・水保全管理支払交付金実施要綱・要領左右対照表

実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙5)</p> <p style="text-align: center;"><b>農地・水・環境保全組織</b></p> <p><b>第1 目的</b> 農地・水・環境保全組織は、旧市区町村区域等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織（以下「集落等」という。）及びその他関係者の合意により、農地・農業用水等の資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立する。</p> <p><b>第2 構成員</b> 1 構成員は、第5に定める農地・水・環境保全管理協定（以下「協定」という。）に参加する集落等又はその構成員に加え、その他協定に参加する者とする。 2 農地・水・環境保全組織は、集落等又はその構成員のほか、土地改良区、非営利団体等、地域の実情に応じた者から構成するものとする。 3 農地・水・環境保全組織の構成員又は協定に参加する集落等の構成員には、協定に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者及びそれ以外の者を含むものとする。</p> <p><b>第3 規模</b> 協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が、200ヘクタール以上（北海道にあっては3,000ヘクタール以上）を有するものとする。</p> <p><b>第4 設立手続</b> 1 農地・水・環境保全組織を設立しようとする者は、協定の締結、第6に定める農地・水・環境保全協定運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置等について、運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得るものとする。 2 協定に参加する予定の集落等及びその他団体においては、協定への参加について、総会等の議決に先立ち、合意形成を図るものとする。 3 農地・水・環境保全組織を設立しようとする者は、協定書に活動計画書及び運営委員会規則を添えて、協定の対象とする農用地が存する市町村長（以下「市町村長」という。）に協定の認定を申請するものとする。 4 市町村長は、3により提出があつた書類を審査の上、当該協定の締結が適当であると認めるときは、当該協定を認定し、速やかにその旨を運営委員会会長に通知するものとする。</p> <p><b>第5 農地・水・環境保全管理協定</b> 農地・水・環境保全管理協定は、地域の農地・農業用水等の資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結するものであって、</p>	<p><b>第5 農地・水・環境保全組織</b></p> <p>1 適用範囲 本交付金の対象組織を設立するにあたっての農地・水・環境保全組織の適用範囲は次のとおりとする。 (1) 要綱別紙5の第3の規模を有し、かつ、複数の集落から構成する組織又は集落等の代表者により意思決定を行う組織が、本交付金による取組を行おうとする場合、原則として、農地・水・環境保全組織を設立するものとする。 (2) (1)に規定するもののほか、要綱別紙5の第3の規模を有する組織が、本交付金による取組を行おうとする場合、農地・水・環境保全組織を設立することができる。</p> <p>2 設立手続 要綱別紙5の第4の4の認定通知書の様式は、様式第5号とする。</p> <p>3 農地・水・環境保全管理協定 要綱別紙5の第5に定める農地・水・環境保全管理協定（以下「協定」という。）は、別記5-1により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。</p>	

次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協定の対象となる区域、農用地及び施設
- (2) 協定の有効期間
- (3) 活動及び事業の内容
- (4) 協定参加者の役割に関する事項
- (5) 協定の運営に関する事項
- (6) 協定を変更し、又は廃止する場合の手續

#### 第6 農地・水・環境保全管理協定運営委員会

農地・水・環境保全組織には、協定の適切な運営を図るため、運営委員会を設置するものとする。運営委員会は、その代表者、意思決定方法、会計の処理方法、内部監査の方法等の協定の運営に必要な事項について、運営委員会規則に定めるものとする。

#### 第7 農地・水・環境保全組織の業務

農地・水・環境保全組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。

- (1) 共同活動支援交付金に係る活動
- (2) 向上活動支援交付金に係る活動
- (3) 農村振興局長が別に定める事業を活用した農地の区画拡大・汎用化等を図る事業及び小水力等発電の導入等の地域のエネルギー資源の活用を図る事業

- (1) 要綱別紙5の第5の(1)の協定の対象となる区域、農用地及び施設については、農地・水・環境保全組織が農地、農業用水等の保全活動等を実施する区域、農用地(以下「協定農用地」という)の所在地及び面積、対象農用地の所在地及び面積並びに活動を実施する農業用水路その他の農業用施設の所在地、延長等を記載する。
- (2) 要綱別紙5の第5の(2)の協定の有効期間は、原則として、5年間とする。ただし、平成25年度以降に市町村長の認定を受けた協定の有効期間は、平成28年度末までとすることができる。
- (3) 要綱別紙5の第5の(3)の活動及び事業の内容には、要綱別紙5の第7に掲げる農地・水・環境保全組織の業務及びその他業務について、協定参加者が行う活動及び事業を記載する。
- (4) 要綱別紙5の第5の(4)の協定参加者の役割に関する事項については、協定参加者の役割及び相互間の責任の分担、並びに相互間の協力、報告等の責務を記載する。
- (5) 要綱別紙5の第5の(5)の協定の運営に関する事項については、協定の適切な運営を図るため、農地・水・環境保全管理協定運営委員会を設置する旨を記載する。
- (6) 要綱別紙5の第5の(6)の協定を変更し、又は廃止する場合の手續については、協定の内容を変更又は廃止する場合、協定参加者全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認定を受ける旨を記載する。

#### 4 農地・水・環境保全協定運営委員会

要綱別紙5の第6の運営委員会規則は、別記5-2により作成する。

#### 5 農地・水・環境保全組織の業務

要綱別紙5の第7の(3)の農村振興局長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 農業体質強化基盤整備促進事業
- (2) 小水力等農村地域資源利活用促進事業

農地・水保全管理支払交付金実施要綱・要領左右対照表

実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙6)</p> <p style="text-align: center;"><b>活動組織</b></p> <p><b>第1 目的</b> 活動組織は、集落等を構成する区域において、構成員による共同活動を通じ、地域の農地・農業用水等の資源の保全管理や農村環境の保全を図ることを目的として設立する。</p> <p><b>第2 構成員</b> 1 活動組織は、農業者、地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者で構成する。 2 構成員には、第4に定める協定（以下「協定」という。）に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者及びそれ以外の者を含むものとする。</p> <p><b>第3 規約等の要件</b> 活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 代表者が定められていること。 (2) 共同活動支援交付金及び向上活動支援交付金の事務手続きを円滑かつ効率的に行うため、活動組織の意思決定方法、会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約（以下「活動組織規約」という。）を定めること。 (3) 活動組織の代表者と協定の対象とする農用地の存する市町村長との間で第4に掲げる事項を定めた協定が締結されていること。</p> <p><b>第4 協定</b> 活動組織は、共同活動及び向上活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と協定の対象とする農用地が存する市町村長との間で、以下に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。なお、別紙2の第4の1の施設の長寿命化のための活動を実施する活動組織は、当該活動の対象とする施設の管理者が、市町村以外の場合には、その管理者を含めて協定を締結するものとする。 (1) 協定の締結者の住所及び氏名 (2) 協定期間 (3) 協定の対象となる区域、農用地及び施設 (4) 実施計画 (5) 施工に関する事項（施設の長寿命化のための活動を実施する場合に限る） (6) その他必要な事項</p>	<p><b>第6 活動組織</b></p> <p>1 規約 (1) 要綱別紙6の第3の(2)の活動組織規約は別記6-1により作成し、要綱別紙6の第4の協定を締結しようとする場合は、これを市町村長に提出するものとする。 (2) 交付金旧要綱に基づき、向上活動に取り組むために平成23年度に作成した活動組織規約については、要綱に基づくものとみなすことができる。</p> <p>2 協定 (1) 協定の内容等 要綱別紙6の第4の協定（以下「協定」という。）は、別記6-2により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。 ア 要綱別紙6の第4の(2)の協定期間は、共同活動及び向上活動のうち施設の長寿命化のための活動に係る協定期間については、原則として5年間とする。ただし、第1の4の規定により新たに協定を締結する場合の協定期間は、平成24年度から従前の協定期間までとすることができる。また、平成25年度以降に協定を締結する場合の協定期間は、平成28年度末までとすることができる。 イ 要綱別紙6の第4の(3)の協定の対象となる区域、農用地及び施設には、共同活動を実施する活動組織については、協定農用地の所在地及び面積、対象農用地の所在地及び面積並びに共同活動を実施する農業用水路その他の農業用施設の所在地、延長等を記載する。また、向上活動を実施する活動組織については、協定の対象となる区域として、向</p>	

上活動支援交付金の対象農用地の所在地、面積等を記載するとともに、向上活動の対象として位置付ける農業用水路その他の農業用施設の所在地、延長等を記載する。

ウ 要綱別紙6の第4の(4)の実施計画には、活動組織が実施する具体的な共同活動及び向上活動の内容を記載する。

エ 要綱別紙6の第4の(5)の施工に関する事項には、施設の長寿命化のための活動を行う場合に、工事の瑕疵責任、工作物の帰属等を記載する。

オ 要綱別紙6の第4の(6)のその他必要な事項には、本事業とは別に市町村が必要に応じて、活動組織が実施する共同活動及び向上活動に対して支援又は指導を行う場合等に、具体的な行為等を記載する。また、要綱別紙2の第2の3の活動組織については、地域共同で水路・農道等の基礎的な保全管理を行う旨を記載する。

(2) 協定の変更

活動組織は、要綱別紙6の第4の協定締結内容を変更しようとするときは、市町村長と協議の上、活動組織の代表者と市町村長と間で変更した協定を締結しなければならない。

附 則(平成24年4月6日付け23農振第2343号)

- 1 この要領は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2261号農村振興局長通知。以下「交付金旧要領」という。)は廃止する。
- 3 交付金旧要領に基づいて平成23年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。
- 4 交付金旧要領の制定に伴い廃止した農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長及び農村振興局長通知。以下「対策旧要領」という。)又は交付金旧要領に基づき、設置、承認された地域協議会を地域の推進体制に位置付けた都道府県の基本方針について、この要領に基づき地方農政局長等の同意を受けた場合、当該地域協議会については、この要領に基づく承認を受けたこととする。
- 5 交付金旧要領に基づき地方農政局長等が認定した事業実施に関する方針等に定められた向上活動の推進に係る事業の実施については、この要領に基づき都道府県の基本方針が地方農政局長等の同意を得られるまでの間、なお従前の例によることとする。
- 6 交付金旧要綱に基づき平成23年度に採択された向上活動支援交付金に係る事業については、この要領に基づき採択されたものとみなすこととする。